

野菜価格安定事業の 概要



令和6年

茨城県・全農茨城県本部
公益社団法人茨城県農林振興公社

目次

I.	野菜価格安定事業（緊急需給調整事業）の概要	1
II.	野菜価格安定事業の対象出荷期間区分	3
III.	指定野菜価格安定対策事業	5
IV.	緊急需給調整事業	7
V.	契約野菜安定供給事業	8
VI.	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	9
VII.	県単野菜価格安定供給事業	10
VIII.	関連用語一覧	11

野菜価格安定事業の種類

《国補》

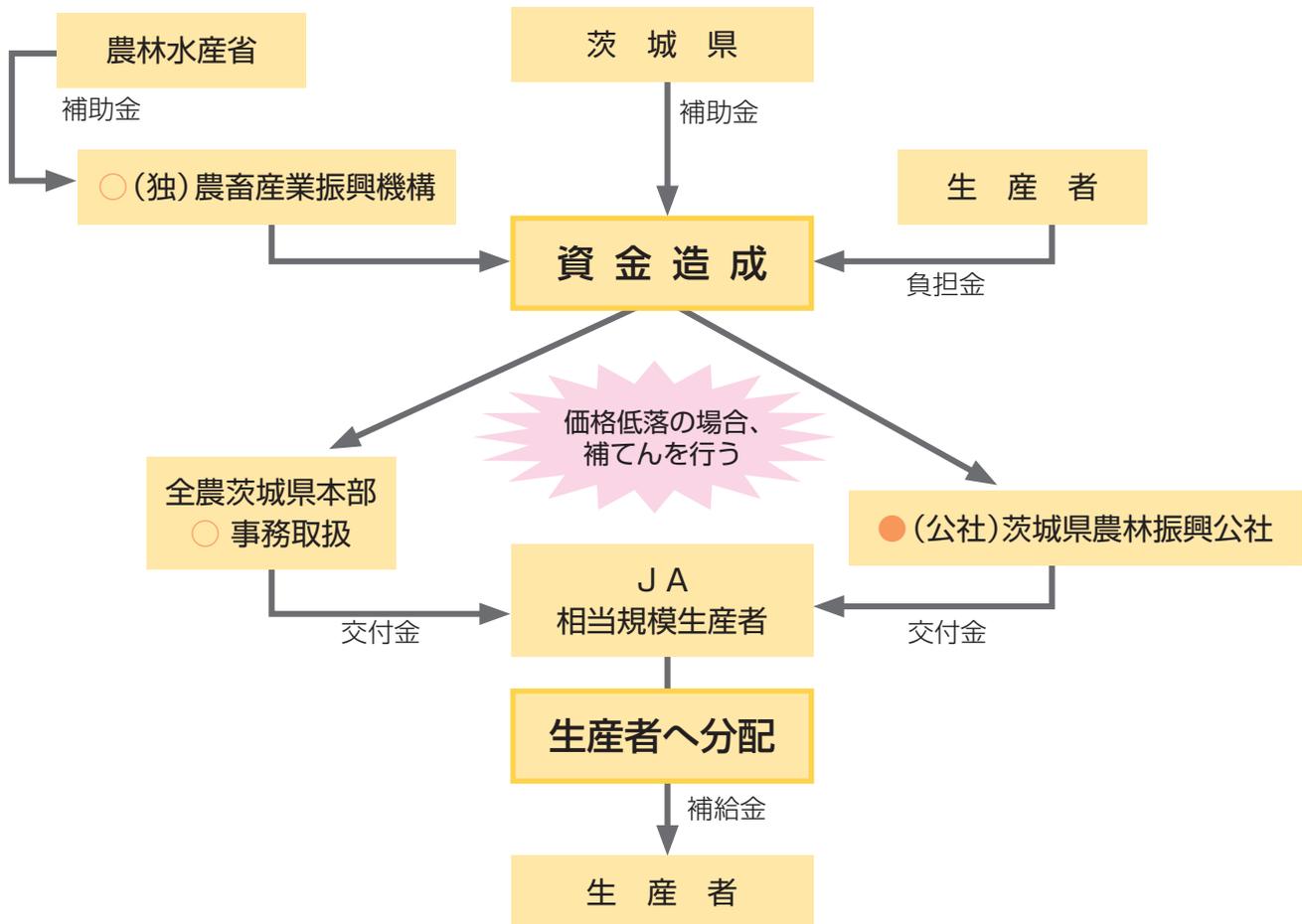
- 指定野菜価格安定対策事業
- 契約指定野菜安定供給事業
(事業タイプ：価格低落タイプ・出荷調整タイプ・数量確保タイプ)
- 緊急需給調整事業
 - ・ 生産出荷団体緊急需給調整事業
 - ・ 緊急需給調整推進事業
- 特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業
 - ・ 特定野菜事業
 - ・ 特定指定事業
- 契約特定野菜等安定供給事業
(事業タイプ：価格低落タイプ・出荷調整タイプ・数量確保タイプ)

《県補助》

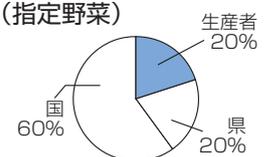
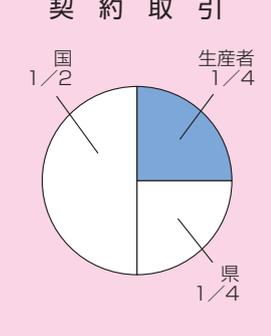
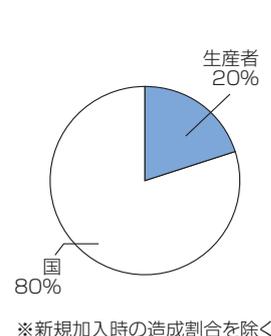
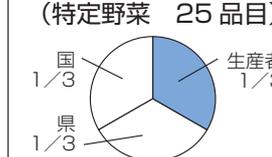
- 県単野菜価格安定供給事業

※事業主体 ○(独)農畜産業振興機構 ●(公社)茨城県農林振興公社

※県単事業は異なります。

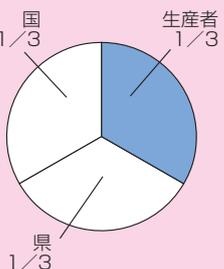
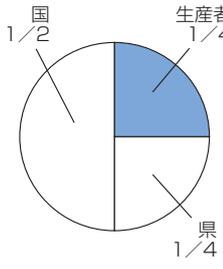
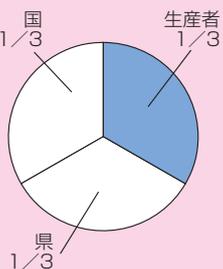
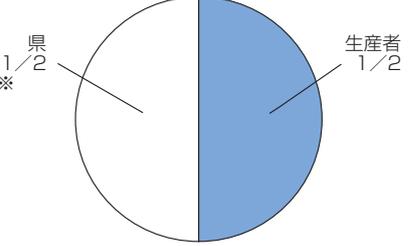


I. 野菜価格安定事業（緊急需給調整事業）の

		国 補			
		指定野菜価格安定対策事業	緊急需給調整事業	特定野菜供給	
		契約野菜安定供給事業			
事業主体		独立行政法人 農畜産業振興機構			
共同出荷組織等		①農協等 ②大規模生産者等	①農協等 ②大規模生産者等	①農協等 ②相当規模生産者等	
対象野菜		(重要野菜) 4品目 キャベツ、はくさい（秋冬）、だいこん（秋冬）、たまねぎ (調整野菜) 6品目 だいこん（春、夏）、にんじん、レタス、はくさい（春、夏） (一般指定野菜) 8品目 きゅうり、さといも、トマト、なす、ねぎ、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう 注：30種別に属する14品目	(重要野菜) 4品目 キャベツ、はくさい（秋冬）、だいこん（秋冬）、たまねぎ (調整野菜) 6品目 だいこん（春夏）、にんじん、レタス、はくさい（春夏） 注：30種別に属する10品目	(重要特定野菜) 4品目 かぼちゃ、スイートコー、アスパラガス (特定野菜) 25品目 いちご、えだまめ、かぶ、グリーンピース、ごぼう、さやえんどう、しゅんセルリー、そらまめ、にら、にんにく、ふき、やまのいも、れんこん	
出荷形態		市場出荷	契約取引	市場出荷	
加入要件	対象野菜の作付面積	農協等	(単独産地型) ①露地野菜 20ha以上 ②果菜類（夏秋） 12ha以上 ③果菜類（冬春） 8ha以上 (複合産地型) ①露地野菜 16ha以上 ②果菜類（夏秋） 10ha以上 ③果菜類（冬春） 6ha以上	—	概ね5ha以上 （軟弱野菜は3ha以上） 生しいたけのほだ木所有
		参加要件 大規模生産者等	概ね2ha以上	—	概ね 生しいたけの 概ね
	共販率等	総出荷数量に対して共同出荷組織等の割合2/3以上ただし、露地野菜50ha（ねぎ25ha、ほうれんそう20ha、さといも20ha）以上の場合は1/2以上	—	共同出荷組織等の概ね	
	その他	農林水産大臣が指定した地域野菜指定産地であること	重要野菜、調整野菜参加義務供給計画の作成	—	
資金造成の負担割合		(重要野菜)  (指定野菜) 	契約取引 	 ※新規加入時の造成割合を除く	(重要特定野菜 4品目)  (特定野菜 25品目) 

※特定野菜のブロッコリーについては、令和8年度から指定野菜に追加予定。

概要

			県補助
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業			県単野菜価格安定供給事業
事業	指定野菜供給事業		
契約野菜等安定供給事業	契約野菜等安定供給事業		
公益社団法人 茨城県農林振興公社			
	①農協等 ②相当規模生産者等	①農協 ②生産者5人以上の団体	
ン、ブロッコリー、 カリフラワー、かんしょ、 こまつな、さやいんげん、 ぎく、しょうが、すいか、 ちんげんざい、生しいたけ、 みずな、みつば、メロン、	(単独産地型) 12品目 キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、 にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、ほうれんそう、 レタス (単独産地型以外) 14品目 キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、 トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、 ピーマン、ほうれんそう、レタス	15品目 かぼちゃ、カリフラワー、キャベツ、きゅうり、 さといも、だいこん、トマト、なす、ねぎ、 はくさい、ピーマン、ブロッコリー、 ほうれんそう、メロン、レタス	
契約取引	市場出荷	契約取引	市場出荷
本数概ね5万本以上	(単独産地型) 概ね10ha以上 (果菜類は概ね5ha以上) (複合産地型) 概ね7ha (果菜類概ね3ha) (中山間産地育成型) 概ね5ha (果菜類概ね3ha)	対象野菜の延作付面積が3ha以上 指定野菜、特定野菜へ移行が見込まれる産地	
1.5ha以上 ほだ木所有本数 2.5万本相当以上	概ね2ha以上	—	
出荷数量の合計が 2/3以上	共同出荷組織等の出荷数量の合計が 概ね1/2以上	共同出荷組織等の出荷数量の合計が 概ね2/3以上	
	キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさいの4品目 については、緊急需給調整事業の対象産地になること	—	
契約取引		契約取引	
			
			※県は資金造成を行わず、 補給交付金の1/2を補助

Ⅱ. 野菜価格安定事業の対象出荷期間区分

種別	指定	特定	県単	対象野菜	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
葉		●		こまつな	4~6			7~9			10~12			1~3				
		●		しゅんぎく	4~6						10~12			1~3				
		●		ふき	4	5				10	11~12		1	2~3				
		●	●	ほうれんそう	4~6			7~9			10~12			1~3				
		●		にら		5~6		7~10				11~12		1~2		3~4		
	茎		●	●	ねぎ	春ねぎ 4~6			夏ねぎ 7~9			秋冬ねぎ 10~12			1~3			
			●	●	はくさい	春はくさい 3/16~6			夏はくさい 7~8/10			8/11~10/15 10			11~12		1~3	
			●	●	キャベツ	春キャベツ 4~5/15		5/16~6		夏秋キャベツ 7~10			11~12		冬キャベツ 1~3			
	菜		●		ちんげんさい		5~6		7~9			10~11		12	1~2		3~4	
			●		みずな	4~6			7~9			10~12			1~3			
		●		青みつば	4~6			7~8		9~12				1~3				
		●		切みつば							12		1~3					
		●		根みつば	4	5							2~3					
洋		●		アスパラガス	4	5~6		7~9						1~2		3		
		●	●	カリフラワー	※4~5 県単独自						10~12			1~3				
		●		セルリー	4~5		6~7		8~10			11~12		1~3				
		●	●	ブロッコリー	4~6			7~9			10~12			1~3				
菜		●	●	レタス	春レタス 4~5		夏秋レタス 6~7			8~10			10/16~11		12	1~2		3
		●	●	かぼちゃ	4	5	6~7		8~10			11~12						
果		●	●	きゅうり	冬春きゅうり 5~6		夏秋きゅうり 7~9			10~11		11/21~12		1~2		3~4		
		●		スイートコーン	5	6~7		8~9										
		●	●	トマト	冬春トマト 5~6		夏秋トマト 7~9			10~11		11/21~12		1~2		3~4		
		●	●	なす	冬春なす 5~6		夏秋なす 7~9			10~11		11/21~12		1~2		3~4		
		●	●	ピーマン	冬春ピーマン 4~6/15		5/16~7		夏秋ピーマン 8~10			10/21~12		冬春ピーマン 1~3				
		●																

◎指定事業でのレタス、ピーマンの出荷期間区分

春レタス	4~5	冬春ピーマン	4~5/31、6~6/15、10/21~12、1~3
夏秋レタス	8~10	夏秋ピーマン	5/16~7、6/16~7、8~10/20、8~10
冬レタス	11、12、1~2、3		

種別	指定	特定	県単	対象野菜	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
果実的野菜	●			いちご	4~5									1~2	3		
	●			すいか		5	6	7~8									
	●	●		メロン	4	5	6~7										
豆類	●			えだまめ			6~10										
	●			グリーンピース	4	5	6										
	●			さやいんげん		5	6~10			11	12	1~4					
	●			さやえんどう		5~6					11~12		1~4				
	●			そらまめ	4	5~7											
根菜類	●			かぶ	4~6						10~12		1~3				
	●			ごぼう	4~6			7~9			10~12		1~3				
	●	●		だいこん	春だいこん 3/16~6			夏だいこん 7~9			秋冬だいこん 10~12			1~3			
	●			たまねぎ	4	5~6	7~10			11~12		1~3					
	●			にんじん	春夏にんじん 3/16~5			6~7	秋にんじん 8~10		11~12	冬にんじん 1~3					
	●			れんこん					9~12			1~4					
土物類	●			かんしょ				7~9		10~12		1~4					
	●	●		さといも			秋冬さといも										
	●			しょうが		5~7		8~10		11~12		1~4					
	●			にんにく		5~6	7~9		10~12		1~2	3~4					
	●			ばれいしょ	4~6		7~9			10~12		1~3					
	●			やまいも (ながいもに限る。)	4~6		7~9			10~12		1~3					
その他	●			生しいたけ		5~6	7~10			11~12		1~4					

※ 事業別実施品目のみ色付け

◎茨城県での事業別対象出荷期間別実施品目

指定事業	冬春きゅうり、夏秋きゅうり、冬春トマト(ミニトマトを除く)、夏秋トマト(ミニトマトを除く)、夏秋トマト(ミニトマト)、冬にんじん、春ねぎ(こねぎを除く)、夏ねぎ(こねぎを除く)、秋冬ねぎ(はく皮して調製したものに限る。)、春はくさい、秋冬はくさい、冬春ピーマン、夏秋ピーマン、春レタス(結球)、春レタス(非結球)、夏秋レタス(結球)、夏秋レタス(非結球)、冬レタス(結球)、冬レタス(非結球)
特定事業	指定野菜 夏秋キャベツ、冬キャベツ、冬春きゅうり、夏秋きゅうり、春だいこん、たまねぎ(即売もの)、夏秋トマト(ミニトマト)、夏秋なす、春夏にんじん、秋冬ねぎ(はく皮して調製したものに限る。)、春はくさい、冬春ピーマン、夏秋ピーマン
	特定野菜 カリフラワー、かんしょ、こまつな、すいか、スイートコーン、そらまめ(乾燥したものを除く。)、ちんげんさい、にら、ブロッコリー、みずな、みつば(青みつば、養液栽培によるものに限る。)、メロン(温室メロンを除く。)、やまのいも(ながいもに限る。)、れんこん
県単事業	春夏キャベツ、夏秋キャベツ、秋冬キャベツ、夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、秋冬ねぎ(はく皮して調製したものに限る。)、秋冬ねぎ(こねぎを除く)、秋冬はくさい、かぼちゃ、カリフラワー、ブロッコリー

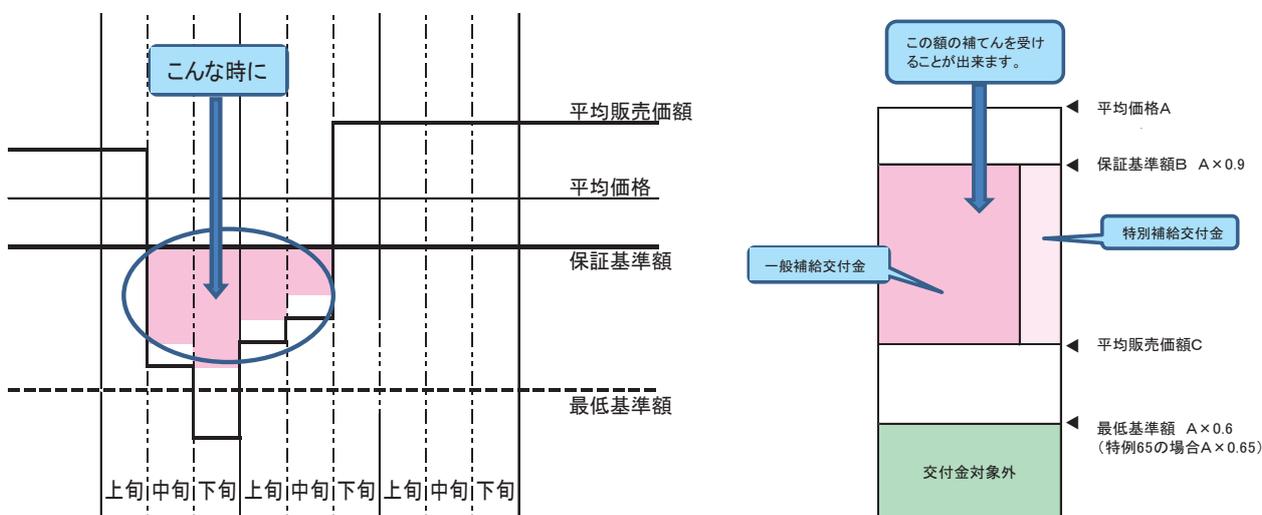
※特定野菜のブロッコリーについては、令和8年度から指定野菜に追加予定。

Ⅲ. 指定野菜価格安定対策事業

「指定野菜の価格の著しい低落があった場合」（野菜生産出荷安定法）に、生産者補給交付金を交付することにより、野菜農家に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図るものです。

■ 事業のしくみ

対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、保証基準額と平均販売価額との差額を補給金として交付します。



- ※ 平均販売価額 : 対象市場群へ対象出荷期間に出荷した対象野菜の旬別の加重平均価額
- ※ 平均価格 : 過去6カ年の市場の価格を卸売物価指数で修正した価格の平均
- ※ 保証基準額 : 平均価格の90%
- ※ 最低基準額 : 平均価格の60%を標準とし、50%、55%、65%、70%の特例を設定

〈交付金単価の求め方〉
 保証基準額(B) - 平均販売価額(C) = (D)
 $(D) \times 0.9$ (補てん率) = 交付金単価
 (※)
 (※)産地区分ごとの割合となり、最大で90%の補てん率となります。

■ 資材高騰の特例申込みについて

野菜価格の下落時に、生産資材費等が高騰した場合に、保証基準額を引き上げる仕組みです。あらかじめ資材低減に係る産地強化計画を策定している必要があります。

《対象野菜》

1. 燃油及び肥料価格の高騰時……………冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす、冬春ピーマン
2. 被覆資材及び肥料価格の高騰時……………夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン、冬レタス

■ 交付金について

重要野菜を含む指定野菜については、出荷計画に対して実績が問われ、計画実績の開きが大きくなると価格差補給交付金等が減額されます。(令和2年8月申込から適用)

- ・乖離度の比較は、対象市場ブロック毎から合算しての比較。
- ・認定区分と交付率について、重要野菜・調整野菜と一般指定野菜は統一。

対象野菜	需給調整	産地区分	交付金補てん率		認定区分と交付率		
			一般補給金	特別補給金	認定区分	交付率	計画と実績の差の程度 (乖離の度合い)
重要野菜・調整野菜	参加義務	I	90%	重要野菜 10% ※1	A	100%	20%未満
		II	80%		B	80%	20%以上30%未満
		III	70%	調整野菜 10% ※2	C	70%	30%以上40%未満
一般指定野菜	都度選択	I	90%	10% ※2	D	60%	40%以上50%未満
		II	80%		E	50%	50%以上60%未満
		III	70%		F	40%	60%以上

特別補給金……供給計画の範囲内の要件が達成された場合のみ交付されます。 ※1加入義務 ※2選択申込み

■ 産地区分について (令和3年度より一部改正)

需給調整事業への参加促進措置として、実施状況によるペナルティ(産地区分引き下げ)で交付金が減額されます。

- ①出荷前 : 過去3カ年の平均出荷数量により、ペナルティ適用対象の有無を確認(毎年度)。
- ②出荷シーズン : 価格低落を受け、対応検討及び事業実施。
- ③出荷後 : 実施結果と、当年の出荷実績(シェア)により、ペナルティ適用の有無が決定。
- ④次年度予約 : 結果にもとづき、指定野菜価格安定対策事業の産地区分が変動。※

※産地区分の認定は毎年度行うため、需給調整の不参加により産地区分が引き下げられた場合、次年度、需給調整に取り組めば(又は価格が下落せず需給調整が必要なかった場合)翌年は元に戻る。

産地区分	要件	補填率
I	次の(1)～(3)に該当する場合 (1)産地強化計画(加工・業務用推進タイプ)を策定している産地 (2)下記①及び②要件に該当し直近3年に交付予約を行っている産地 ①直近3年で供給計画に対して120%の(過剰)出荷がなく、直近3年の平均が供給計画の110%未満である。 ②産地強化計画(加工・業務用推進タイプ以外)を策定 (3)前年度に緊急需給調整事業が実施された際に、対象品目で事業実施した産地	90%
II	次の(1)又は(2)に該当する場合 (1)産地区分Iの(2)①の計画要件に該当しないが、産地強化計画(加工・業務用推進タイプ以外)を策定 (2)前年度に産地区分Iであったが、緊急需給調整事業が実施された際に、対象品目で事業実施しなかった産地	80%
III	次の(1)又は(2)に該当する場合 (1)産地強化計画を策定していない (2)前年度に産地区分IIであったが、緊急需給調整事業が実施された際に、対象品目で事業実施しなかった産地	70%

IV. 緊急需給調整事業

需給に見合った出荷計画が基本。需給バランスの崩れから生じる価格変動に対処するため、緊急的に産地調整等を実施する事により、価格の安定を図ります。

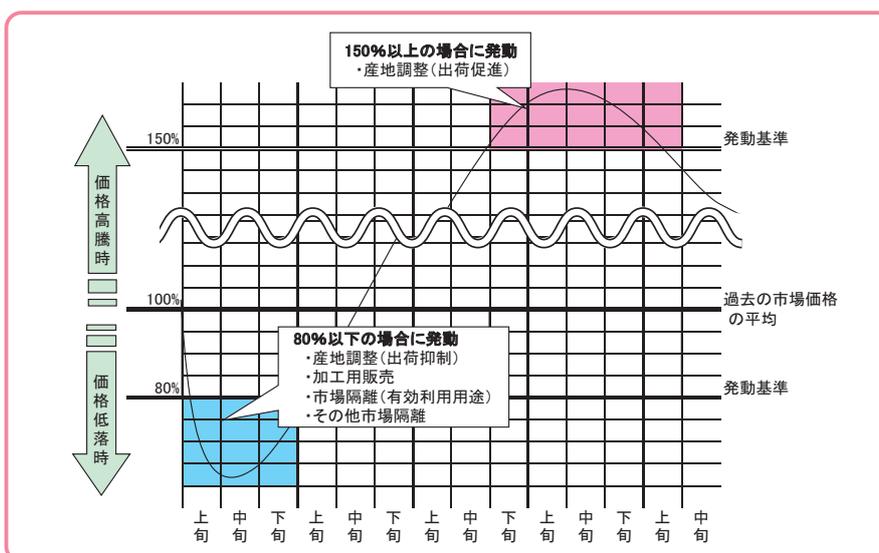
■ 事業のしくみ

価格が著しく低落、高騰した場合または見込まれる場合に緊急需給調整事業（手法：産地調整、加工用販売、市場隔離）を実施します。交付金の算定方法は、手法により異なります（2.手法・交付一覧）参照。

制度・要領等の改正

- * R3～・生産者負担率の引き下げ（50%→20%）、交付単価の引上げ（平均単価×70%）
 - ・市場価格の大幅な低落時に実施しなかった場合、翌年の「産地区分」がワンランク低下することがある。
- * R5～・供給計画の実行性確保
 - ・複数年連続して緊急需給調整を実施した場合、供給計画の見直しが必要

(1.需給調整発動の価格イメージ)



(2.手法・交付一覧)

手法	概要	算定方法	交付金単価	備考 (変更のポイント)	
1. 産地調整	出荷促進 (価格高騰時)	出荷促進により出荷量を増加させることで供給不足状態を緩和。	・ 交付金単価×産地調整数量	平均 価格 × 30%	・「出荷の前倒し」は、「出荷促進」として整理
	出荷抑制 (価格低落時)	出荷抑制により、出荷量を減少させることで供給過剰状態を緩和。	・ 交付金単価×産地調整数量－販売額＋経費 ※廃棄処分経費は原則対象としないが、基本的に選果場に持ち込まれる品目等、宮農・出荷体系等に即してやむを得ないと考えられる場合は申請可能。算定式中にある販売額を差し引いて得た額が負である場合には0円として、これに経費を加えるものとする。		・「土壌還元」「出荷の後送り」は、「出荷抑制」として整理
2. 加工用販売 (価格低落時)	卸売市場に生食用途として出荷する予定の野菜を加工用途に出荷し、価格回復を図る。	・ 交付金単価×加工用販売数量－加工用販売額＋加工用販売経費 ※上記の加工用販売経費は加工用販売額を限度とする。	平均 価格 × 70%	—	
3. 市場隔離	有効利用 (価格低落時)	食品用途以外への仕向けや社会福祉施設等への出荷による市場隔離により、価格回復を図る。	・ 交付金単価×市場隔離数量－販売額(原則無償提供) ＋輸送等経費 ※算定式中にある販売額を差し引いて得た額が負である場合には0円として、これに輸送等経費を加えるものとする。		—
	その他市場隔離 (価格低落時)	一時保管 冷蔵庫等に一時的に保管（隔離）することによる市場隔離により、価格回復を図る。	・ 交付金単価×市場隔離数量－販売額＋保管等経費 ※算定式中にある販売額を差し引いて得た額が負である場合には0円として、これに保管等経費を加えるものとする。		—

V. 契約野菜安定供給事業

生産者と実需者との野菜の契約取引を推進し、実需者のニーズに応える供給を行うため、契約取引によって生じたリスクに対して補給金を交付し、生産者の損失を緩和するものです。

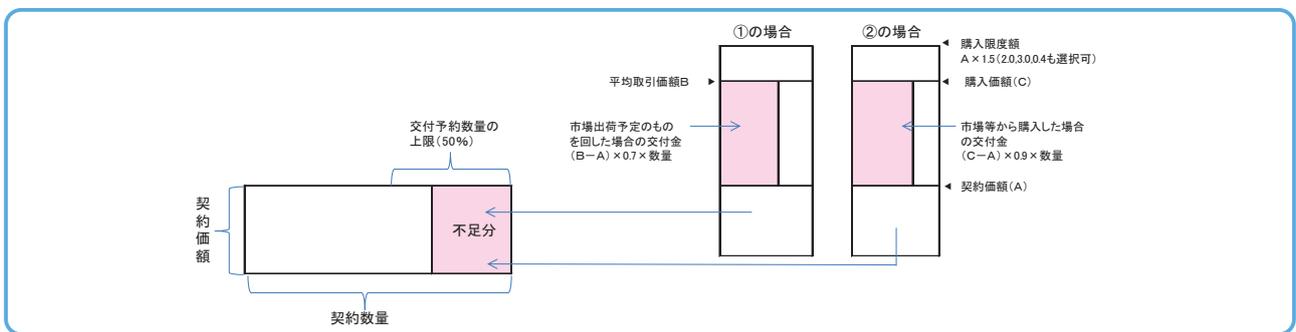
■ 事業のしくみ

野菜の契約取引に伴い生産者が負うリスクを軽減するため以下の3つのタイプの対策措置が講じられています。（産地と最終実需者又は産地と中間業者の契約取引が対象）

また、組み合わせたタイプを選択することが出来ます。

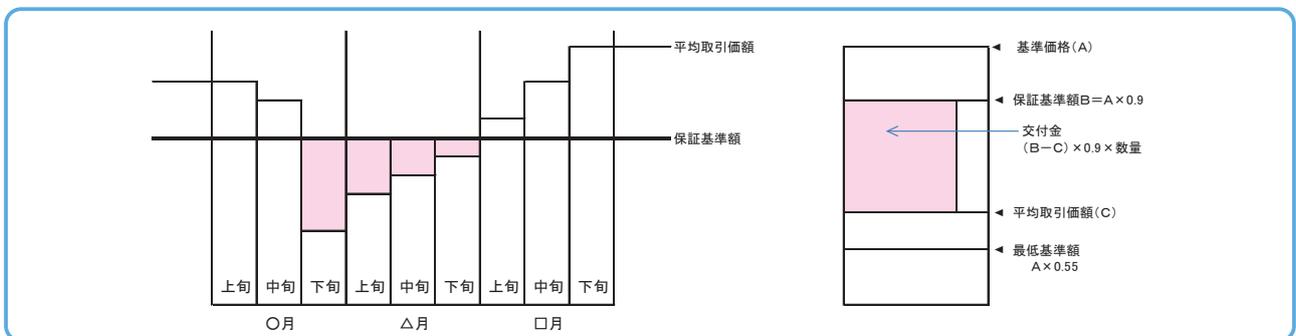
① 「数量確保タイプ」

定量定価供給契約を締結した生産者が、天候不良等により契約数量を確保することができない場合に、市場出荷予定のものを回す等により契約数量を確保するのに要する経費を補てんします。



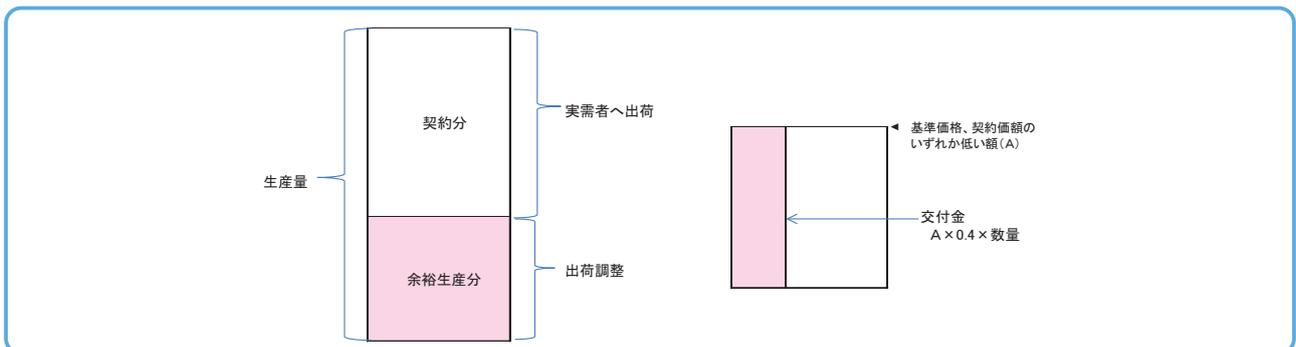
② 「価格低落タイプ」

市場価格に連動して価格が変動する契約を締結している生産者に対し、価格の著しい低落が生じた場合に補てんを行います。



③ 「出荷調整タイプ」

定量供給契約を締結した生産者が、契約数量を確保するため余裕のある作付けを行い、価格低落時に契約以外の生産量の出荷調整を行った場合に補てんを行います。



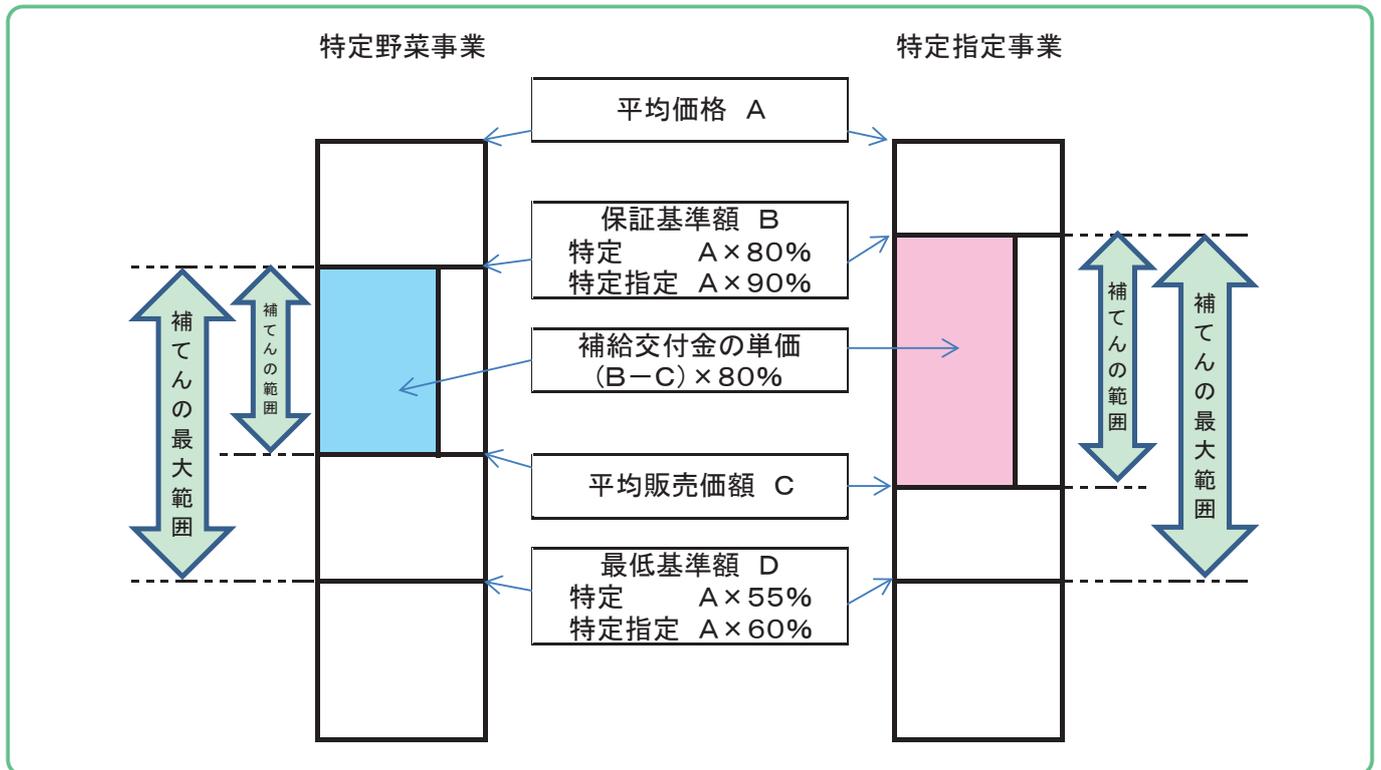
【負担割合】 指定野菜：国（50%）、都道府県（25%）、出荷団体等（25%）
 特定野菜等：国（1 / 3）、都道府県（1 / 3）、出荷団体等（1 / 3）

VI. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

指定野菜以外の野菜のうち、指定野菜に準ずる野菜として位置づけられる特定野菜等の価格が著しく低落した場合に生産者補給交付金を交付することにより農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給をはかる制度です。この事業には「特定野菜供給事業」と「指定野菜供給事業」とがあります。

■ 事業のしくみ

対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、その差額の80%を価格差補給金として交付します。



※最低基準額には、45%～70%で選択できる特例があります。別途申し込みが必要です。

■ 資金造成及び交付単価について

資金造成は、共同出荷組織等の負担金、国及び都道府県の補助金で造成されます。交付単価は、旬別平均販売価額が保証基準を下回った場合に算出されます。

		特定野菜品目	指定野菜品目
資金造成単価		$(\text{保証基準額 B} - \text{最低基準額 D}) \times 80\%$	
負担区分	国	1/3	1/2
	県	1/3	1/4
	生産者	1/3	1/4
交付単価		$(\text{保証基準額 B} - \text{平均販売価額 C}) \times 80\%$	

※重要特定野菜4品目（かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリー、アスパラガス）については、国1/2、県1/4、生産者1/4の負担となります。

Ⅶ. 県単野菜価格安定供給事業

国の事業の加入要件を満たさない小規模な野菜産地の育成を図るために、県が単独で行う事業です。

(事業内容等については、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に準じています。)

■ 事業の対象について

以下の産地要件を満たし、対象野菜（15品目）を生産し、対象市場に出荷している産地がこの事業の対象となります。

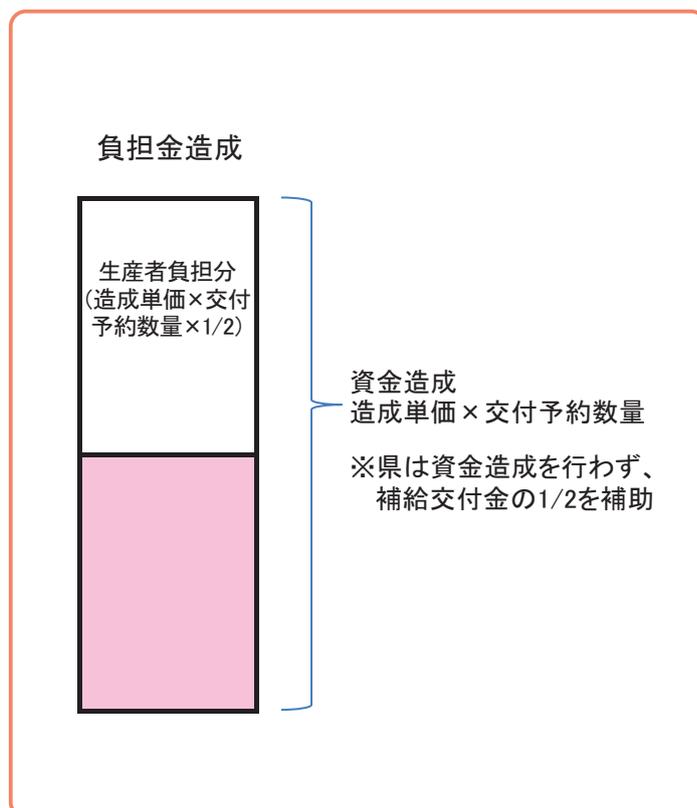
産地要件	<ul style="list-style-type: none">・ 作付面積が3ha以上であること・ 共同出荷団体等の出荷数量の合計が概ね3分の2以上・ 指定野菜、特定野菜へ移行が見込まれる産地であること
対象野菜	かぼちゃ、カリフラワー、キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、ねぎ、はくさい、ピーマン、ブロッコリー、ほうれんそう、メロン、レタス ※ただし、茨城県青果物標準出荷規格又は知事の承認を得て公社が定める規格の合格品であること
対象市場	県内市場・関東市場・東北市場

■ 資金造成及び交付単価について

県単野菜価格安定供給事業の資金造成における生産者負担分は、資金造成単価に交付予約数量をかけて得た額に1/2をかけて得た額です。

平均販売価額が保証基準を下回った場合には、その差額の80%を補給交付金として交付します。

ただし、県は資金造成を行わず、価格差補給交付金が交付される場合、その1/2相当額を補助します。



Ⅷ. 関連用語一覧

業務区分

事業を実施する上での基本的な単位となります。
対象野菜、対象市場群、対象出荷期間の3つにより構成されます。

供給計画

共同出荷団体は事業の対象になろうとする場合、月別生産計画、対象市場群及び月別のお荷計画、対象出荷期間及び対象市場群の交付予約に関する事項等をまとめ、供給計画を作成し県の承認をうけます。

産地区分（指定野菜のみ）

計画的な生産・出荷への取り組み状況に応じた区分。3段階（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）に区分され、交付予約を行う年度の前年以前における直近3カ年が計画的出荷割合の対象年度となります。

また、令和3年度より緊急需給調整事業の実施状況を反映する追加要件が設置されました。

交付予約数量

交付予約数量は、県が供給計画により対象出荷組織と協議の上取りまとめています。
特定野菜事業、県単野菜事業の場合には、共同出荷団体は業務区分ごとに交付対象となる数量を茨城県農林振興公社（以下公社）に申し込みます。

指定野菜事業の場合には、登録出荷団体等が独立行政法人農畜産業振興機構（以下機構）に申し込みます。

認定区分（指定野菜のみ）

計画的な生産出荷の推進と価格安定事業の適切な運営に資する目的で、供給計画数量に対して出荷数量との格差に応じた区分。6段階に区分されています。

乖離度が20%を超える区分については、交付金の減額を拡大するとともに、一般指定野菜の乖離度区分及び交付率を重要野菜及び調整野菜と統一になります。

（A、B、C、D、E、F）・・・重要野菜・調整野菜・一般指定野菜

平均価格

過去6カ年の卸売市場の卸売価格を平均した価格を基に物価指数等を加味した価格をいいます。

保証基準額

平均価格に一定の率をかけて算出されています。

対象市場群において旬別平均販売価額がその額を下回ったときに生産者補給交付金等が交付されることになる基準価額です。

最低基準額

平均価格に一定の率をかけて算出されます。

価格差補給交付金等が交付されることになる平均販売価額の下限となります。

最低基準額を下回った場合には、最低基準額で算定されます。下回った額については交付対象とされません。

資金造成

保証基準額と最低基準額の差額に補てん率を乗じて求めた額が、資金造成単価となります。

資金造成単価に交付予約数量を乗じて得た額が造成額となり、業務区分ごと、共同出荷団体毎に交付準備金として積み立てます。

指定特別業務資金（指定野菜のみ）

生産者が造成する資金のなかで前年の造成資金に対して、当年度の造成資金に余剰金が発生した場合、（独）農畜産業振興機構内に資金管理をすることとし、この資金のことをいいます。

平均販売価額

対象市場群に属する市場等の卸売業者の売買取データに基づき旬別に集計し、規格品の販売金額の計を規格品の出荷実績数量の計で割り、価額を算出します。

これを旬別平均販売価額といい、これが保証基準を下回った場合に交付単価を算出します。

交付金単価

交付金単価は、業務区分ごとに保証基準から旬別平均販売価額を差し引いた額に補てん率をかけて算出します。ただし、旬別平均販売価額が最低基準額を下回った場合には最低基準額で算定されます。

交付対象数量

旬別交付対象数量は、共同出荷団体が対象市場群に出荷した数量となります。

対象出荷期間内に出荷した数量が交付予約数量よりも多いときは、当該旬に出荷した数量の割合によって旬別に按分した数量が交付対象数量となります。

交付額

交付額は、旬別に求めた交付金単価に旬別交付対象数量をかけて得た額の合計額になります。

交付金

平均販売価額が保証基準を下回ると価格差の補てんが行われ交付金が交付されます。

交付金の名称については、登録出荷団体の場合は「生産者補給交付金」、登録生産者の場合は「生産者補給金」と区別されますが総称して「生産者補給交付金等」としています。

機構や、公社が登録出荷団体等へ交付する場合には価格差補給交付金等となり名称は交付金が交付される目的に応じて整理されています。

特別補給交付金（指定野菜のみ）

一般補給交付金は保証基準額から平均販売価額（下限は最低基準額）を差し引いた差額の90%としているが、10%上乗せでき、この10%のことをいいます。但し、重要野菜は事業の一環として交付対象となりますが、指定野菜は調整野菜が需給調整事業に参加義務となったため、選択により交付対象となることが出来ます。一般指定野菜は、従前のとおり選択になります。

対象市場群

機構の定める市場群。全国にある卸売市場等を10のブロックに区分し、ブロックごとに属する卸売市場等（中央卸売市場、地方卸売市場及びJA全農青果センターの3事業所）になります。

また、特定野菜事業、県単野菜事業においては県知事が国と協議し独自に選定した市場も含まれます。

対象市場群	対象市場群に属する市場等	
	中央卸売市場	地方卸売市場等
北海道ブロック	北海道	同左
東北ブロック	青森、岩手、宮城県及び福島県	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
関東ブロック	栃木県、東京都、神奈川県及び静岡県	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県（戸田市及び平塚市）
北陸ブロック	新潟県、石川県及び福井県	新潟県、富山県、石川県及び福井県
東海ブロック	岐阜県及び愛知県	岐阜県、愛知県及び三重県
近畿ブロック	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県（高槻市）
中国ブロック	岡山県及び広島県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県岩国市
四国ブロック	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	香川県、愛媛県及び高知県
九州ブロック	山口県、福岡県、長崎県、宮崎県及び鹿児島県	岩国市を除く山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県
沖縄ブロック	沖縄県	

注：各対象市場群に属する市場等は、「中央卸売市場」欄に記載されている県の区域に位置する中央卸売市場、「地方卸売市場等」欄に記載されている県及び市の区域に位置する地方卸売市場等（カッコ内は野菜の販売施設）のうち機構が定めたもの。

価格安定事業の詳細についての問い合わせ先

- 野菜価格安定事業に関すること

茨城県農林水産部産地振興課

〒310-8555 水戸市笠原町978-6
電話 029-301-3950 FAX 029-301-3939

- 指定野菜価格安定対策事業に関すること

全国農業協同組合連合会茨城県本部 園芸部園芸課

〒311-3155 東茨城郡茨城町下土師字高山1950-1
電話 029-291-0751 (直通) FAX 029-240-7771

- 特定野菜産地育成価格差補給事業・県単野菜価格安定事業に関すること

公益社団法人茨城県農林振興公社 園芸振興部

〒311-4203 水戸市上国井町3118番地1
電話 029-222-8511 FAX 029-222-8513

収入保険制度の問い合わせ先

茨城県農業共済組合連合会 事業部 収入保険課

〒310-0914 水戸市小吹町942
電話 029-215-8882 FAX 029-215-8893

または、県内の農業共済組合まで

県内の組合
はこちら

